

農業所得の確定申告を お願いします

毎年1月1日～12月31日まで
の1年間に農業を営み、農産物
の販売による収入等があった方
は、確定申告をする必要があり
ます。

ただし、事業として行ってい
ない農業（農産物を全く出荷・
販売せずに、自家用の飯米や野
菜のみの場合）については、申告
不要です。

○記帳・帳簿等の保存が必要で
す

・記帳する内容

売上などの収入金額、仕入れ
や経費に関する事項について
取引の年月日・売上先・仕入
先・経費の金額等を帳簿に記
載します。

・帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載し
た帳簿のほか、取引に伴って
作成した帳簿や受け取った請
求書・領収書などの書類を保
存する必要があります。収入
金額や必要経費を記載した帳
簿は7年、その他（請求書・
領収書等）は5年保存が必要
です。

○事前相談会のお知らせ

農業所得の申告は、収入の大
小にかかわらず、申告者ご自身
による収支計算のもと行うもの

です。今年度も令和3年2月に
農業所得事前相談会を予定して
います。収支内訳の作成が困難
な方は、相談会を利用してくだ
さい。

※青色申告は、納税者自ら税法
に従って計算し、納税する制
度です。役場での申告受付は
できません。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

土地・家屋の届出をお 願います

土地や家屋に対する固定資
産税は、毎年1月1日現在で課
税されます。年内に家屋の滅失
（取り壊し）や増築・改築した
場合または売買などにより未
登記家屋の所有者が変わった場
合、町民税務課まで届出をして
ください。

また、土地の現況地目を変更
している場合にも同様です。

ただし、すでに法務局で登記
が済んでいる場合には、届出不
要です。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

水道管の凍結に注意 しましょう

寒さが厳しくなると水道管や
水道メーター等が凍結し、水が
出なくなったり、破裂したりす
ることがあります。

○特に凍結しやすい場所

・風当たりが強い戸外にある水
道管

・北向きで、日陰にある水道管
・むき出しになっている水道管

○防寒の仕方
蛇口は破裂しやすいため、水
道管の上部まで保温材を包んで
ください。

※保温材がない場合、毛布や布
などを利用してください。

○水道管が凍ってしまったら

自然に解けるのを待つか、タ
オルや布をかぶせ、その上から
ぬるま湯をかけ、ゆっくり解か
してください。

※急に熱湯をかけると、水道管
や蛇口が破裂する場合があります。
ますので、注意してください。

○水道管が破裂してしまったら

宅地内のメーターボックス内
にある止水栓を締め、指定工事
業者に修理を依頼してください。

止水栓の場所が分からない場
合、破裂した部分にタオルやビ
ニールテープを巻きつけ、応急
処置をしてから、指定工事業者

に修理を依頼してください。
※指定工事業者が分からない場
合、お問い合わせください。

○お問い合わせ

上下水道課 水道G

☎(84)3000 (直通)

はかりの定期検査を 実施します

計量法により、取引または証
明に使用するはかりは、2年に
1回、県の定期検査を受けなけ
ればなりません。町では、次の
日程により定期検査を実施しま
すので、必ず受検しましょう。

なお、現地での検査を希望さ
れる場合、別途料金になります
が計量士による巡回検査の制度
もあります。

○日時 12月18日(金)
午前10時～午後3時
(正午～午後1時を除く)

○場所 役場東側車庫前

○当日持参するもの

①受検通知ハガキ
②はかり（分銅・おもりも必ず
持参）

③手数料（1台あたり520円
～3,000円程度）

○お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84)2582 (直通)